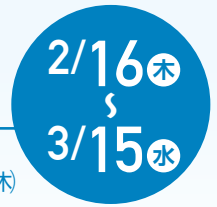


所得税などの確定申告

市・県民税の申告も同時実施

須山会場 2/9(木)



入場整理券の数に限りがあるため、各会場の混雑状況によって後日の来場をお願いする場合があります。入場整理券は各会場でご当日配布します。キラメッセめまづ会場と市役所会場はオンラインでの整理券事前発行・事前予約も可能です。

☎ 税務課 995-1810
沼津税務署 922-1560

申告会場と開設日時

会場	日時
キラメッセめまづ (沼津市大手町)	2月16日(木)～3月15日(水) 9時～17時 ※土・日、祝日は除く
市役所 4階 401会議室	2月16日(木)～3月15日(水) 9時～11時・13時～16時 ※土・日、祝日は除く
須山コミセン 2階大会議室	2月9日(木) (受付▶9時～11時・13時～14時)

会場の注意点

- キラメッセめまづ会場の入場整理券配布状況は国税庁HPから確認できます。また、国税庁公式LINEアカウントからの事前発行が可能です。
- 市役所会場のオンライン事前予約は2月1日(水)から受付を開始します。当日は午前8時から市役所1階で整理券を配布します(当日分のみ)。
- 期間中、沼津税務署での申告書の作成指導は行いません。



確定申告が必要な人

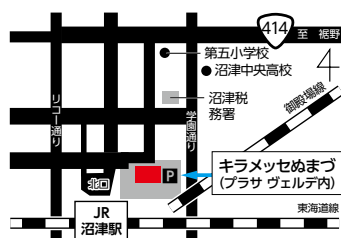
- 事業・不動産・譲渡所得などがある人
- 事業をしている人や不動産収入のある人、土地や建物を売った人などで、申告が必要な全ての所得と控除から計算して納税が必要な人
- 給与所得がある人で、次の①～③のいずれかに該当する人など
 - ①給与の年間収入が2,000万円を超える人
 - ②年末調整された給与所得と退職所得を除いた所得の合計が20万円を超える人
 - ③ふるさと納税ワンストップ特例で5カ所を超える自治体に申請した人
- 他●所得や控除の状況によっては確定申告が必要になる場合があります。
- 公的年金などの年間収入が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下の場合には、確定申告は必要ありません(外国の公的年金の受給者を除きます)が、市・県民税の申告が必要です。
- 医療費控除の追加などで所得税が還付になる場合は申告書を提出することができます。

◆次の申告は、キラメッセめまづ会場へ◆

次の申告は市役所会場・須山会場では行えません。

- 営業所得●農業所得●譲渡所得●退職所得●分離課税とする所得●証券会社を通じた株式の取引●初回の住宅借入金等特別控除●住宅ローンを利用しない住宅の新築・改修に係る税額控除●令和3年分以前の申告●消費税●贈与税●申告書の控えに税務署の収受印が必要な場合

※その他、市役所職員では判断できない場合や、申告書の作成に長時間を要する場合は、キラメッセめまづ会場にご案内します。



市・県民税の申告が必要な人

- 令和5年1月1日(賦課期日)に市に住民登録があり、次の①～④のいずれかに該当する人
- ①給与所得以外の所得や、公的年金など以外に令和4年中の課税所得がある人
 - ②令和4年中に所得がなかった人で、他の人の配偶者・扶養控除の対象になっていない人。 ※合計所得金額が1,000万円以上ある人の配偶者は、配偶者控除の対象とならないため申告が必要です。
 - ③被扶養者などで、課税(所得)証明書が必要な人
 - ④確定申告の必要がない年金所得者で、医療費など追加の控除を申告したい人
- 他●所得税の確定申告をする人や給与所得のみで年末調整が済んでいる人は、市・県民税の申告は必要ありません。
- 前年に市・県民税の申告をした人には、1月下旬に市・県民税申告書を送付しました。



申告会場でのスマホ申告について

キラメッセぬまづ会場での申告は、基本的に自身のスマートフォンで行います。来場の際は、事前にマイナポータルアプリをインストールしたスマートフォン及びマイナンバーカード(※)、並びに源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類を揃えて持参してください。青色申告決算書及び収支内訳書の提出が必要な人は、事前に作成して持参してください。

なお、市役所会場でも状況に応じてスマホ申告を案内する場合があります。

※マイナンバーカードの発行時に設定した署名用電子証明書(英数字6桁~16桁)と利用者証明用電子証明書(数字4桁)が必要です。

障害者控除対象者認定証を発行します

身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない人でも、65歳以上で、障がいの程度が障がい者に準ずるものとして次の要件を満たす人は、『障害者控除対象者認定書』を発行します。

- 65歳以上で、要支援・要介護認定を受けている人で障害者控除対象者認定基準を満たしている人
 - 65歳以上で介護認定を受けていない人で市が調査した結果、6カ月以上就床し、食事や排便などの日常生活に支障があると認められた人
- 詳しくは介護保険課に相談してください。

☎介護保険課 995-1821

市・県民税申告書の郵送提出にご協力ください

市・県民税申告書は、2月16日(木)以前にも提出できます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での提出にご協力ください。

税務課窓口で申告する場合は、2月15日(水)までにお越しください。2月16日(木)以降、窓口では提出のみの受付となるため、内容の相談を希望する場合は入場整理券を取得して確定申告会場にお越しください。

新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください

各会場では、密集・密接を回避するために予約制で申告を受け付けます。お越しの際はマスクを着用し、手指消毒などをお願いします。

税理士による無料税務相談

時 2月16日(木)~28日(火) 9時30分~12時、13時~16時 ※土・日曜日、祝日は除く

所 市役所4階401会議室

他 ●入場には、当日会場で配布する入場整理券が必要です。混雑の状況によっては、早めに受け付けを終了する場合があります。

●譲渡・山林所得、贈与税、相続税、前年(令和3年分)の所得金額が300万円を超える人の相談は受け付けできません。

●青色申告決算書及び収支内訳書の提出が必要な人は、事前に作成して持参してください。

◆申告に必要なもの(チェックリスト)◆

- 令和4年分の給与・年金の源泉徴収票(原本)全て
 - 収入や必要経費を集計した書類(収支内訳書など)
※事前に作成して持参してください。
 - 生命保険料・地震保険料などの控除証明書
 - 国民健康保険税などの納付済額のお知らせや社会保険料の年間支払額が分かるもの
 - 国民年金や国民年金基金の社会保険料控除証明書
 - 障害者控除を受ける人は、身体障害者手帳や療育手帳など障がいの程度を確認できるもの
 - 医療費控除の明細書 ※事前に作成して持参してください。領収書の添付や提示では受けられません。
 - 金融機関などの口座番号が分かるもの(新たに口座振替で所得税の納付をする人は銀行印も必要です)
 - マイナンバーカード ※持っていない人は、通知カードなど番号確認ができる書類と、運転免許証や公的医療保険の被保険者証など身元確認ができるもの(顔写真のないものは2種類以上必要です)
 - 地方公共団体や日本赤十字社などに寄付をした場合は、その領収書
- 税務署から確定申告用紙や確定申告のお知らせがきぎ送られてきた人、市役所から市・県民税の申告書が送られてきた人は、それらの書類を持参してください。
- 令和3年分の確定申告書や収支内訳書などの控えがある人は、控えを持ってくると手続きがスムーズに行えます。